

平成26年度特別研究会  
(第1回, 民事事件処理の充実)

講演と意見交換「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」  
講演録

東京高等裁判所部総括判事 瀧澤 泉

平成26年10月  
司法研修所

司法研修所では、平成26年度特別研究会（第1回, 民事事件処理の充実）を平成26年7月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成26年7月14日に行われた東京高等裁判所部総括判事瀧澤泉氏による講演と意見交換「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」における内容を取りまとめたものである。

(司会)

本日は、東京高裁の瀧澤泉部総括判事をお招きして、「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」というタイトルでご講演をいただきます。

今回は、特に高裁から見た現在の地裁の状況について、いろいろとご指摘、ご示唆をいただけるかと思っておりますので、瀧澤部長、どうぞよろしく願いいたします。

(講師)

東京高裁の瀧澤です。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

東京高裁に参りましたのが、平成24年3月でして、高裁でちょうど2年4か月仕事をしたということになります。今日私に与えられたテーマは、「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」というテーマですが、今回の研究会の目的に照らして考えますと、高裁から見た最近の一審判決の現状とか、あるいは改善してほしいと思っていることをお話しするというのが、私に与えられた役割かなと思っております。

そこで、本日は2つの点について皆さんにご了解、ご容赦をいただきたいと思います。1つ目は、すこし辛口のお話をさせていただくということです。それから2つ目は、自分のことは棚に上げてお話をさせていただくということです。お話ししたいことはいろいろあるのですが、昔、自分が地裁の陪席をしていたときや、裁判長をしていたときに、自分もそんなことをしていたなということがところどころあります。しかし、それを話さないでいるのはよくないといえますか、裁判所全体としてよりよい裁判を目指すという今日の研究会の趣旨に照らしますと、そういうことも含めて全部お話をさせていただきたいと思っております。そういうことで、自分のことは棚に上げてお話しすることもご了解いただきたいと思います。

レジュメに高裁から見た一審判決についてということで、最初に事件処理の統計的な観点から、4つほど挙げさせていただきました。

ここに掲げたのは、出口といいますか、終局事件のことですが、その前に入り口の話若干しておきます。東京高裁の新受事件ですが、平成22、23年がピークで、年間約8,500件の新受がありました。その後、減少傾向になり、今年の1月から6月は、ピーク時の8割程度の事件数で推移しています。私たちの部は、裁判官4人の構成ですが、大体月36件ぐらいの新受事件が来ているという状況です。

この事件の減少は、過払金事件がなくなってきたということが主な原因かと思いますが、最近の新受事件を見ていると、さすがにどの事件も中身の濃い事件ばかりになってきたなという感じがします。一審を担当されている皆さんのご苦勞も、さぞかしだろうと思います。

次に、終局事件のほうですが、これはレジュメに書いてあるとおりで、終局事件の内訳は、判決が55%強ぐらい、和解が32～33%、取り下げが12～13%程度というのが最近5年ないし10年のおおよその平均の値ということになります。そして、判決の内訳は、控訴棄却が75%強、原判決の取り消しが22～23%程度というところです。

もともと、最近は和解が少なくなってきたり、30%ぐらいにまで減少しています。また、原判決の取り消しの割合も減少し、昨年ですと20%ぐらいになってきています。ただ、この傾向が長期的に続くのかどうかは、まだわからないところです。

そして、高裁では、弁論を開きますと、大体70から80%ぐらいが1回で結審している。1回結審した後、和解をするというパターンが多いと思います。

この数字からどういうことが言えるかということですが、先ほど原判決取り消しの割合が22～23%程度とお話しましたが、これは判決をしたものの内訳です。判決以外で終了した事件、特に和解で終了した事件の中には、潜在的には取り消しになっただろうというものが結構ある。これは判決で終了した場合の22～23%より少し多いのではないかというぐらいの感覚です。そうしますと、取り下げというのはよくわからないところがありますが、大体高裁の裁判官は、一審判決のうち22～23%、あるいは25%ぐらいは結論について違和感を持っているというのがおおよその感覚ではないかと思います。

私は、平成8年頃と平成15年頃にも東京高裁で陪席をしていたのですが、その当時の裁判長の方々は、一審判決のうちの3割ぐらいは結論に疑問を感じていると言われていました。ですから、昔に比べると、結論が疑問だと思う割合は少し減ってきているのではないかなというのが率直な感想です。

それから、1つ注意していただきたいことは、一審判決を取り消すということと、高裁の裁判官がこの判決は内容的に問題があるなど感じているということは、イコールではないということです。

一審判決を取り消して別の判断をしたけれども、一審もよく考えた立派な判決であると、一つの見解だけでも、高裁としては、もう一つの別の見解をとりたいというものがあります。こういうものは、取り消したけれども一審判決については全然問題は感じていません。難しい法律問題を含む一審の合議事件の判決を取り消した事例では、このような理由で取り消しになったというパターンも多いのです。

それから、当事者が一審で手抜きをしたために敗訴したけれど、控訴して高裁で主張立証を尽くしたために、結論が変わったというものもあります。一審での手抜きの原因が専ら当事者

サイドにあるという場合で、これも一審の問題ではないです。

このような理由で一審判決を取り消した事例が最近2件ありました。いずれも一審は合議の事件で、被告は地方公共団体（都道府県）でした。1件目は、覚せい剤使用の嫌疑で採尿検査をさせられた女性が原告となって、警察官が要件もないのに捜索差押令状を請求して発付を得たと主張して損害賠償を請求した事案です。被告は、関係者の供述調書や捜査関係資料を証拠として提出せず、人証等に頼った立証にこだわったため、一審では立証不十分で被告敗訴になりました。そこで、被告が控訴して、控訴審でこれらの資料を全て証拠として提出しましたので、高裁では、被告が勝訴しました。このような立証の経過をみますと、一審が被告を負かせたというのは、これはある意味当然ではないかと思えます。

もう1件は、懲戒処分を受けた地方公共団体の職員が原告となって、処分の取り消しと損害賠償を求めた事件です。この事件でも、被告は、安易に考えていたのか、弁護士もつけないで、職員のみで対応し、提出した証拠も不十分なものでした。このため、一審では、処分の事由が認められないということで敗訴しましたが、被告が控訴し、高裁で弁護士をつけて徹底的に資料を出したために、被告が勝訴しました。いずれも、一審における当事者の立証の姿勢に問題があることによるもので、一審判決が取消しになっても、一審に問題があるということではありません。

他方、それでは原判決が維持されているのは、全部いいのかというと、今度は逆の面もあるのです。一審判決の理由は全くおかしいけれど、理由を差しかえて一審判決を維持しているものがあります。この場合は、一審判決を取り消していませんけれども、高裁としては問題だと思っていることになります。

そういうことで、結論は維持されなかったけれど内容的には問題がない事件と、結論は維持されたけれど内容的には問題のある事件とを差し引きしますと、内容的に問題のある判決というのもやはり25%ぐらいではないかと感じています。

この25%という数字だけを見ると、ずいぶん多いと感じるかもしれません。しかし、一審判決の大部分は控訴がなく確定していますし、一審で和解によって終了している事件もたくさんあります。これらの事件は問題がないわけですから、これらを含めて考えれば、問題となる事件の割合はかなり低いということになります。したがって、一審の事件処理は、全体として適切にされているといえると思えます。

次に、合議・単独の振り分けが適切にされているかどうかですが、最近随分丁寧に合議で拾っていただいているなという感じがします。それでも、右陪席が単独でした判決の中には、

これは合議で審理したほうがよかったのではないかと感じる事件もあります。私は、毎月の部の新受事件約36件のうちの1, 2件程度は合議で審理すべきであったと感じていますが、他の裁判長の方々にはもっと多いと言う方もいらっしゃいます。

合議体で審理してほしい事件の類型ですが、1つは、新型の訴訟で、社会的な広がり、影響を考える必要があるものです。

具体例としては、太陽光パネルの撤去訴訟があります。これは被告が自宅の屋根に太陽光パネルを設置したところ、北側隣家の所有者である原告が、パネルからの反射光がリビングに差し込んで、まぶしくて仕方がないと主張して、パネルの撤去と損害賠償を請求した事案です。

日照権の訴訟は多数あり、判例も集積されていますので、審理や判断の方法も定着しています。これは日が当たらなくて困るという訴訟ですが、日が当たり過ぎて困るという訴訟は、新しいタイプの訴訟で、その審理、判断の方法も手探りという状況です。しかも、今後太陽光パネルがどんどん普及してくると、この種の訴訟は多発する可能性があります。その意味で、これは社会的な広がりを持った訴訟だと思います。内容的にも、屋根材の反射と太陽光パネルの反射にどの程度の違いがあるのか、まぶしさをどのように数値化するのか、自然エネルギーの積極利用という社会的有用性の観点も踏まえた上で受忍限度をどのように考えるべきか、いろいろ検討すべき問題を含んでいます。このような訴訟は、やはり合議事件にして、専門委員などの関与も得て、慎重に審理判断をすべきだろうと思います。

そのほか、インターネットサイトを利用した各種の詐欺の事件とか、あるいは劇場型詐欺の事件、それから、これは比較的以前からありますが、各種の金融派生商品の取引の被害による損害賠償事件などについても、合議での審理を検討していただきたいと思います。多くの高裁の裁判長が、この種事件を右陪席の方が単独で審理し、表面的な審理で安易に請求棄却しているものが目につくということを批判しています。私も同感です。合議事件にして、問題をもっと深く検討してもらう必要があるのではないかと思います。

それから、合議にしていきたいもう一つの類型は、右陪席の方がもてあまして処理に苦勞している事件です。これも適宜な方法で合議に吸い上げるか、あるいはいろんな機会に相談をしてあげてほしいと思います。

[REDACTED]

この事件は最後に担当された裁判官の方がしっかりとした判決を書いていただいたのですが、いい判決を書くか書かないかというより、このような審理の状況になってしまうと、小さい支部でやるのは大変です。この種の事件も合議でしていただくと思います。

特に、自分の部の右陪席の方は、合議にお願いしても主任裁判官として引き続き関与することになるのですが、管内の支部の方ですと、本庁の合議で引き取ってもらおうと、自分の担当から離れてしまうので、余計遠慮して言いづらいのではないかと思います。そのような支部を抱えている本庁の部総括の皆さんは、この点にも配慮していただきたいと思います。

右陪席の単独事件の判決と合議事件の判決を比べますと、右陪席の単独判決のほうが、内容面でのばらつきが多いと感じます。もちろん、全体としてはおおむね適正に処理されており、中には立派な判決もたくさんありますが、他方、問題があると感じる判決も一定程度はあります。これに対して、合議事件の判決は、裁判長を始め3人の裁判官で練りに練っていただいているので、理解しやすく結論的にも納得できるものが多いと感じています。このような納得のできる判決というのは、先ほど言いました事情で仮に取り消すときでも、骨格部分は使えますので、高裁としても非常にやりやすいです。

次に、レジュメの3の高裁から見た一審判決についての内容面からのお話をしたいと思います。単独事件を主な題材として、あえて、問題のある点、改善してほしい点を中心にお話します。

まず、事実認定について感じる場所ですが、部分的なところ、細かいところに目が行ってしまっ、全体の流れから見るとおかしな認定になっているものがあります。特定の時点だけではなく、その前後の経過事実をよく見て物事を判断してほしいと思います。また、「経験則に反する」、「合理性がない」、「不自然」などを理由に、ある供述を排斥するということがよく行われているのですが、本当にその場面でそのような「経験則」「合理性」があるのだろうかと思うものも、あります。

(具体的事例の紹介・省略)

次は、証拠の評価の問題です。これは交通事故による損害賠償の事案です。交差点で出会い頭に加害車両と被害車両が衝突して、被害車両を運転していた原告が重傷を負ってしまったという事件です。

加害車両が赤信号を無視して交差点に進入したことは明らかで、被告もこれを認めています。争点は、被害車両のほうも赤信号で交差点に進入したのかどうかということで、被告は、被害

車両も赤信号で進入したのだから、過失相殺すべきだと主張していました。

この事件では、刑事事件の実況見分調書が証拠として出ていました。それには片側2車線の国道を加害車両と同一方向に進行していた自動車の運転手の指示説明が記載されているのです。その指示説明では、指示説明者は、交差点の信号が青色から黄色になったときの加害車両の進行していた位置などを指示説明していました。

一審判決は、この指示説明の地点と速度を前提として一万分の一秒単位まで綿密な計算を行い、対面信号が赤色に変わってから加害車両が急ブレーキをかけるまでの秒数を算出し、その時点では信号は未だ全赤状態であると認定し、被害車両も赤信号を無視して進入したと認定しました。

この計算自体は緻密で正確なものだと思いますが、前提となる各地点の指示ほどの程度正確でしょうか。相当程度の距離がある場合に、刻々と変わる自車や加害車両の位置を正確に判断し、再現することは、難しいと思います。ですから、このような限界のある指示、説明を根拠に、自然科学的な精密度をもって計算して事実を認定することには、躊躇を感じざるを得ません。他に、被害車両が赤信号で進入したことを示す証拠や間接事実が全くない場合であれば、これだけを根拠に被害車両が赤信号で交差点に進入したという認定はできないのではないかと思います。

これらの事例は、いずれも、部分的には正しい判断のようにみえるのですが、全体的な流れ、構図の中では、疑問の余地もあつたと思つた。全体的な観点、全体と部分の複眼的な観点が必要だと思つた。

事実認定の問題は、基本的には各裁判官が記録と格闘しながら習得していくものではありませんが、自分1人で考えていると、独りよがりな判断に陥る危険があります。左陪席あるいは右陪席の時代に合議事件の中で、事実認定の経験をたくさん積むことが、単独事件をやる際に大いに役立ってくると思うのです。そこを1つ考えていただきたいと思つた。

それから、事実認定の問題にせよ、法律問題にせよ、日頃から部内で、気軽に相談し、議論できる雰囲気を作つていただくことが、大事なことなのではないかと思つた。このような話をしていると、法律問題などでも、思わぬ誤解をしていることがわかり、誤りを未然に防ぐことも可能になります。

次は、審理の内容についてお話をします。

一審の記録を見ると弁論準備が多数回行われているのですが、判決の当事者の主張欄を見ると、双方の主張が曖昧でかみ合っていないと感ずることがあります。一言で言うとも、争点のす

り合わせ、共通化が図られていないということです。弁論準備期日で、ちゃんとディスカッションしているのだろうか、書面の交換だけで終わってしまっているのではないかということを感じることがあります。

いくつか例を挙げますが、曖昧な主張、不足している主張をそのままにしている事例としては、原告の主張が、Aという主張なのか、Bという主張なのか曖昧であるのに、弁論準備等で確認することなく、判決で、Aという主張と整理した上で、主張自体失当であるとして排斥してしまう例などがあります。このような判決に対しては、原告が控訴し、自分の主張はBであり、一審判決は原告の主張を曲解しているなどと非難することになります。

また、疑問に思っていることを争点化していないという事例としては、例えば、当事者双方が、ある合意が有効なものであることを前提に、その解釈等を争っているのに、判決で、当該合意が無効である（株主総会の決議を欠き無効である）と判断する例などです。このケースでは、裁判所は、弁論準備等で、当該合意の効力について疑問があるので、有効要件について主張・立証してほしいと求めるべきです。それをしないで、このような判断をすると、不意打ちになってしまいます。なお、この事件では、株主総会決議は存在しており、裁判所が確認をすれば、その時点で、一審裁判官の疑問は解消したはずでした。

いずれにしても、弁論準備期日に、きちんとディスカッションをしていれば、このような事態は避けられるはずです。

証拠調べについては、最近では、書証の成立についての認否をきちんととっていないのが目につきます。特に、処分証書等の重要な書証についての認否をとっていない、あるいは認否はとっているけれども、否認するとだけ記載されていて、その印影が被告会社の印章によるものかどうかということを記載していないのです。印影が被告会社の印章によるものか否かによって、その後の主張・立証の対象が大きく異なります。被告会社の印章によるものならば、誰か別の人がそれを盗用する機会があったのかどうかというようなことが争点になってきますし、印章によるものではないというのであれば、印影の同一性が争点になってきますが、どちらか曖昧なままに人証を調べているものが時々あります。

それから、写真です。証拠説明に撮影対象の説明がなく被写体がわからないものが結構あります。昔の旅行の写真を提出して、立証趣旨には原告と被告が当時仲よかったことなどと書いてあるのですが、大勢の人物写真のどれが原告でどれが被告なのかわからない。控訴審で当事者に釈明すると、代理人も分からないので、思わず苦笑してしまうこともあります。この程度の写真ならそれでもいいのかもしれないですが、境界確定事件等で、境界石や塀などの写真に

ついて、撮影対象や撮影方向の説明がないのは困ります。重要な写真については、この点もきちんとさせておくべきです。

このように、主張や証拠をきちんと整理して、争点を明確にして、共通の認識をもって人証調べを行うことが大事です。

次に、人証についてです。まず、必要な人証が調べられているかどうかという点ですが、人証の数及び尋問時間のいずれの観点から見ても、かなりの程度調べられていると思います。むしろ、思いのほかよく調べていただいているなというのが私の印象です。

他方、ごく一部の方ですが、ほとんど人証を調べないで事件を処理している方がいる。それについてはやはり問題ではないかなと思います。書証があるからわかる。陳述書があるからわかるということが理由なのでしょうけれども、私の経験では、そのような事案でも、実際に証人を聞いてみるとニュアンスが違うということはしばしばあります。ケースバイケースではありますが、基本的には、人証調べは、当事者の納得のためではなく、より正しい判断、より正確な事実認定を行うために必要なのだということを理解していただきたいと思います。

それから、当事者の一方が申請した証人だけを尋問しているというのが時々ありますね。これは書証だけで心証はとれたけれど、納得という観点から敗訴者側の証人を聞いてあげたということだと思います。この場合は、敗訴側の人証を聞いているので事実認定を間違えることはないでしょうが、判決の理由は書きづらいと思います。証人はこう証言するけれど、こういう点が不自然だという、理屈っぽい書き方になってしまうのですけれども、反対当事者側の証人も短い時間でも聞いておいたほうが、理由としてはより説得力がある書き方ができるのではないかなという感じがしています。

他方、非常に丁寧に人証調べをしているけれど、そこまで時間を掛けて聞かなくても大丈夫だという事件もないわけではありません。本来は、高裁の立場から言いますと、必要な証人を調べていないのは問題ですが、たくさん調べていただいたというのは、問題はありません。たくさん読むのは時間がかかりますけれども、こういうことで不満を持つことはありませんし、事案もよくわかります。調べる必要があったかなかったかというのも結果論であるともいえません。

しかし、陪席裁判官の中には、自分の単独の係に証拠調べがたくさん入ってしまっていて、ずっと先の期日にならないと入らない、そういうことで悩んでおられる方もいるかもしれません。そういう方へのアドバイスとしては、証拠調べの人数あるいは尋問時間をもう少し減らす工夫をするとよいと思います。そのためには、弁論準備段階で争点をきっちり詰めた上で、必

要な人証を必要な時間だけ尋問するということが大事です。

今、尋問時間の話をしましたが、反対尋問については、あまり尋問時間が長くなると、だれて揚げ足取りばかりが続いているという傾向も見受けられます。このような場合は適宜制限しながら、本当のポイントだけ聞いてもらうようにしたいと思います。

次に、専門訴訟について、専門的な知見が適切に活用されているかどうかということです。昨年、一審における鑑定や専門委員の実情を知りたくて自分の部に係属している事件を調べたことがあるのですが、不思議なことに、その時点では、一審で鑑定をした事件とか、専門委員を選任した事件というのが一件もなかったのです。これはどういうことかと考えてみますと、一審で鑑定を採用した事件、専門委員を選任した事件は、充実した審理が行われ、当事者双方が納得して控訴されないのではないかと思います。ですから、まず、一審段階でそのような審理をしておくことが非常に重要なのではないかと思います。

一審で鑑定等がされていないが、控訴審で専門的な知見が必要だと思った事件としては、同族会社の株価算定や医療訴訟などがありました。どちらの訴訟も、一審では当事者が鑑定申請をしていなかった事案であり、仕方がない面もありますが、いずれの事件も専門性が高く、内容的にも微妙であり、専門家の意見なしに、判断をすることは難しいと思いました。

これらの事件は、控訴審で、鑑定を採用するか、専門家の意見書の提出を得た上で、一審とは違う判断をしましたが、鑑定等が必要な事案については、やはり一審段階で採用してほしいですね。なお、当事者が鑑定等を申請していない場合でも、裁判所から打診があれば応じることが多く、必要性については、当事者とざっくりばらんに意見交換をすることがよいと思います。

それから、和解についてです。皆さんもご承知のように、最近、弁護士が当事者に対して説得できないという状況もあって、和解が難しくなっているのですが、和解が相当である事案はかなりあります。高裁では、当事者に弁論期日の候補日を照会するときに、一審での和解の経過についても照会していますが、当事者双方から、裁判所からの勧告がなく、和解の機会がなかったという回答が寄せられることがあります。自分のほうからは言い出しづらけれど、言ってくれたら和解を検討したのに、というニュアンスが感じられます。事案によりけりではありますが、弁論準備の終結の段階、証人尋問終了の段階では、その時点での心証に基づいて和解の勧告を検討していただきたいと思います。

次に、判決についてですが、新様式判決になりまして、判決の書き方が、自由度が増しているために、出来不出来にばらつきがあるように感じます。高裁の仕事は一審判決を読むことから始まるのですが、非常に理解しやすく要領よく書いてあるものから、なかには、読んでもよ

くわからない、訴訟の内容や当事者の主張自体がよく分からないというものであります。なお、判決の内容が理解しやすいということと、判決の結論の当否は別問題ですが、理解しやすい判決は、やはり結論も納得できるものがほとんどだと思います。

わかりづらいという判決の中には、訴訟物や要件事実の整理をしないままに、争点を設定し、当事者の主張を記載しているため、個々の争点が当該訴訟の中でどのような位置づけになるのかが分からず、そのため訴訟の全体像も理解できないというものがあります。

例えば、請求の趣旨に何万円を支払えと書いてあるのですが、その何万円の根拠がわかりません。「事案の概要」欄には訴訟物は書いてあるのですが、個々の訴訟物ごとの金額は書いていない。「争点」欄には、取引ごとに、代金額、既払額、瑕疵の有無などの争点が記載されているが、どの争点のどの金額を合計すると請求の趣旨になるのかがわからないというものがあります。このような事案では、当事者の主張欄に、旧様式判決の請求原因の「よって書き」に当たる部分を記載するなどの工夫をしていただきたいと思います。

また、本訴と反訴がある場合に、本訴の抗弁と反訴の請求原因が共通であるときなどは、争点を本訴、反訴ごとに分けずに摘示することが多いと思います。それはそれでよいのですが、複雑な事件では、縦の流れとしての本訴の請求原因、抗弁、再抗弁が何であり、反訴の請求原因、抗弁は何か、各争点がどれに位置づけられるのかを、わかりやすく書いてほしいと思います。あるいは、争点欄に「(本訴抗弁・反訴請求原因)」などと記載しておくなどの方法もあります。もちろん、簡単な事件では不要ですが、複雑な事件では、適宜の工夫をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、「争いのない事実(前提事実)」の記載方法についてです。これは高裁の裁判長がよく言うのですが、「争いのない事実」の欄に、何でもかんでも突っ込み過ぎで、読みづらいものがしばしばあります。これは正確性の問題ではなくて、読みやすさの問題です。判決は、「事案の概要」、「争いのない事実(前提事実)」、「争点についての当事者の主張」という構成になりますが、読みやすさから考えると、新聞の見出しとリード文と本文のように、まず、「事案の概要」で全体像を示し、次に「争いのない事実(前提事実)」で骨格的な事実関係を示し、それらを踏まえて「争点」(争いの本体)を示すということが、わかりやすいと思います。そういうことから考えると、「争いが無い事実」欄に記載するのは、骨格的な事実を中心にすべきであり、いくら争いが無いからといって、あまりに枝葉末節な事実まで書く必要はないと思います。そういうものが脈絡なく突っ込まれているものは、非常に読みづらい。このような事実は、裁判所の判断(理由)の中で触れることで足りると思います。

次に、「裁判所の判断（争点に対する判断）」のところですが、よくない例として昔から言われているものを紹介します。これは、最初に書証の記載内容と証人の証言の内容を詳細に紹介したうえで、以上によれば売買契約が認められるなどとするものです。個々の証拠から一連の経過事実なり間接事実が認め、それから主要事実を認めるというのが通常のパターンですが、今の例では、中間の経過事実、間接事実の認定がなくて、なぜ売買契約が認められるかの理由部分が欠落していることとなります。

また、ある書証の内容やある供述の内容を紹介することは、その紹介された内容の事実を認定したことにはなりませんので、そこを誤解されている方がいるのかなと思うこともあります。

それから、書証の成立について二段の推定の法理がありますが、処分証書について二段の推定の法理等を長々と記載し、反証のない限り真正に成立したものと認められるところ、本件では反証はない、とだけ書いて終わりにしている判断があります。しかし、そもそも事件になっているのですから、その反証があるかないかがまさに争点なのであり、そのために人証を調べているはずですから、このような記載は、理由が書かれていないに等しいと思います。

以上、高裁から見た一審判決について、お話をさせていただきました。部総括の皆さんが、日頃、陪席の皆さんとお話をする機会などに、参考として紹介していただければと思います。

それで、課題ということですが、今日午後のカリキュラムで皆さんにいろいろ議論をしていただくということですので、課題の解決というところは、そちらのほうに譲ります。

高裁から見た場合に、皆さんにお願いしたいことは、一審判決の判断の質を高めていただきたい。特に、部全体として、事件の判断の質を高めていただきたいということです。部総括の皆さんは単独事件もされていると思いますし、合議事件の裁判長もされています。そのほかに陪席の裁判官の方が単独事件を担当しています。そういう状況の中で、部の事件をどのような処理体制で行うのが全体として最も効率的であり適切な処理なのかという観点から、検討をお願いしたいと思います。

そのためには、単独事件と合議事件をどのように適切に振り分けていくのか。審理の途中で合議が相当になった単独事件をどのように見つけ、合議事件にするのか。単独事件について、部全体でどのような支援ができるのかなどの検討が必要です。

一審の陪席の裁判官の方とお話しをすると、陪席の裁判官の方からは、事件を合議にお願いしたかったのだけれども、裁判長は物凄く忙しくて、なかなか言い出しづらいという話を聞くことが時々あります。

これは本当かどうかわかりません。陪席の方から聞いただけですのでわかりませんが、ただ、陪席の目から見ると、部総括は忙しいと思うのです。本当に忙しいと思う。事件はたくさんありますし、いろんな会合とか委員会もありますし、なかなか席に座ってられないというのが実情でしょう。ですから、そのような遠慮は、程度の差はあれ、あるだろうと思います。部総括としては、その点にも配慮して、相談しやすい状況を作り出すために工夫をしていただきたいと思います。

それから、部にはいろんな経験の人がいます。民間の経験をしている裁判官もいますし、行政の経験をしている裁判官もいますから、各自の経験を持ち寄れば、事件を多角的に見ることができるはずです。そういう部の構成メンバーのいろいろな経験をみんなで共有することも重要かと思います。

もう一つは、部は陪席裁判官のOJTの場であるということ意識していただきたいということです。判事補の養成あるいは成長支援システムは、現在3本柱で構成されています。第1は部における日頃のOJT、第2は不断の自己研さん、そして第3は、それらを補うための司法研修所等での集合研修です。集合研修というのは補完的な役割ですし、先ほど言いましたような本当に難しい判決の書き方というのは、教室で勉強することができるものでもありません。やはり、事件の審理の方法、事実の認定を含む判断の在り方、判決の書き方などは、1件1件の生きた事件を通して現場で習得していくものです。自ら事件に主体的に取り組み、合議を重ね、裁判長に起案を直してもらって、その中で習得していくものだと思います。

ですから、部はそのためのOJTの場だということをよく考えていただきたいと思います。

皆さんは左陪席のOJTについてはよく意識していると思いますが、同じように右陪席にとってもOJTの場だということをよく考えていただきたいのです。右陪席の方が単独事件を持つまでにどういう経験をしたかということは、実はいろいろです。民間研修に行く方もいますし、刑事事件を担当されていた方もいます。右陪席の方が民事事件をみっちりやる機会があったかという、それはそうでもない。人によってはあったけれども、そうでもない方もいます。ですから、右陪席のOJTについてもご配慮をお願いしたいと思います。

このような陪席裁判官の指導という点からは、高裁からの指摘も大事ですが、日々の皆さんの指導、相談が一番有効です。現在の民事訴訟の中心的な担い手は、地裁の部総括の皆さんです。そして、地裁の陪席の皆さんが将来の民事訴訟の担い手になるのです。そのための、その意味で、現在の民事訴訟、そして将来の民事訴訟は、地裁の部総括の皆さんの双肩に係っているといても過言ではありません。どうかよろしくお願いします。

以上、私のお話については大体以上でございます。何かご質問がありましたら。

(司会)

瀧澤部長、どうもありがとうございました。具体的な事例も踏まえて大変わかりやすく一審の現状についてご説明をいただいたかと思えます。

それでは、少し時間を残していただいておりますので、皆さんのほうから質問等がありましたらお受けいたしたいと思えます。どなたかいかがでしょうか。どなたでも結構です。

(研究員A)

貴重な話をありがとうございました。

お伺いしたいことの1つとして、先ほど単独支部の方の判決の話も出しましたが、そうではない合議体がある部の陪席の判決で、これは明らかに部内で話をしていないなみたいな感じが高裁から見てうかがえるのかどうか、そのあたりは何かありましたらお教えいただければと思えます。

(講師)

今のお話は、合議体の中にいる右陪席の裁判官の単独の事件でということですか。

それはなかなか難しいのですけれども、インターネットサイトを利用した詐欺の事件や金融派生商品の取引の事件などで、問題を掘り下げることなく簡単に棄却している事例については、もうすこし部内で話をしてよかったですのではないかと感じています。

部内で話題にするというのは、1つは話をすることによって、これはいろんな問題を含んでいる事件だから、合議にしてみようかという話が出ることにもなります。また、そうでなくても、それについては自分もやったことがあるけれども、こういう処理をした、こういう判決例やこういう文献もあるから見ておくといいよという話が出ることにもなるので、話をすることによって、問題点の認識が大いに深まると思うのです。

(研究員B)

今日は貴重なお話をありがとうございました。

お伺いしたいのは、弁論準備が多数行われていて、弁論準備調書を見てもよくわからないと。それで判決を見ても何をされたのかわからないという事案のことなのですけれども、高裁で当然弁論準備等をしていただくとするんですが、その場合に当事者からそのような事件についてはどのような弁論準備が行われていて、どこにご不満を持っておられるのか、そういうことはどのように高裁のほうでは把握されているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

(講師)

実は、さっき自分のことは棚に上げると言いましたけれども、高裁ではあまり弁論準備をやっていないのです。そういう意味で、そう豊富な経験はないのですが、主張や争点がかみ合っていない点については、控訴審の第1回口頭弁論期日で、当事者によく確認するようにしています。一番の審理の細かい経過までは確認しませんが、判決をみれば、適切な弁論がされたか否かはわかります。

そういう意味では、最後に整理された判決を見て、弁論準備の中でどういうやりとりがされたのかを判断することが多いですね。細かい弁論準備のやりとりは調書に書かれていなくても、当事者の主張が期日を重ねるごとにどんどん整理されて、最後にきちんとした主張になっていけば、それは充実したやりとりがされた結果そうなったのだろうと理解しますし、それができていなければ、弁論準備でのやりとりがどうだったのか疑問に思うということになります。

(研究員B)

高裁にご理解いただくためには、争点を早い段階で明確化していったら、調書にとっておくことが必要だということになりますか。

(講師)

調書にとっておくのはいいことだと思いますが、節目の重要な事項だけでいいと思います。調書に書いてなくても、各期日にざっくばらんなディスカッションをしていけば、次回の書面は内容が整理されて、争点のすり合わせというのはおのずとできてくると思うのです。それはその後出てくる書面なり、判決の事実摘示を見れば、よくわかります。他方、重要な事項を裁判所が求釈明しているのに、当事者がこれに応じない場合などは、求釈明したことを適宜記載することがよいと思います。

(研究員C)

東京高裁は大変お忙しいというふうに伺っておるんですけども、判決に関与される担当裁判官以外の裁判官の方が、事件について何か意見を交換されるような機会というのはおありなのかどうか、お伺いしたいと思います。

(講師)

高裁の場合は、全員で合議です。高裁の裁判長はほとんど席に座っていますので、合議の時間はたっぷりあります。開廷日の前日に合議をしますが、1、2時間ぐらい議論します。主任の裁判官が最初にメモを出して報告しますが、私の部は4人部ですから、主任以外にさらに陪席の人が2人もいますので、その人たちも含めて全員で議論をします。そういう意味で、高裁にいると自分が担当する事件以外のものも含めて全部勉強になると思います。

(司会)

よろしいでしょうか。

それでは、これでこのカリキュラムは終了ということにさせていただきますと思います。

瀧澤部長におかれましては、本当にお忙しい中、貴重なお時間を割いていただいて非常にわかりやすい有意義なお話をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、瀧澤部長に対する感謝を込めて拍手でお送りください。

(拍手)

平成26年度特別研究会  
(第1回, 民事事件処理の充実)

講演と意見交換「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」  
レジュメ

平成26年10月  
司法研修所

司法研修所では, 平成26年度特別研究会(第1回, 民事事件処理の充実)を平成26年7月14日及び同月15日に実施した。

本レジュメは, 平成26年7月14日に行われた東京高等裁判所部総括判事瀧澤泉氏による講演と意見交換「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」におけるレジュメである。

## 「高裁から見た民事訴訟の現状と課題」

東京高裁 瀧澤 泉

- 1 高裁から見た一審判決について・・・高裁事件処理の統計的な観点から
  - (1) 東京高裁の終局事件の内訳は、おおむね判決55%、和解32～33%、取下げ等12～13%である。
  - (2) 判決の内訳は、控訴棄却が75%以上、原判決取消が約22～23%である。
  - (3) 弁論を開いた事件のうちの1回結審の割合は、70～80%程度である。
  
- 2 高裁から見た一審判決について・・・形式面から
  - (1) 合議・単独の振り分けは適切にされているか。
  - (2) 右陪席裁判官の単独判決について
  
- 3 高裁から見た一審判決について・・・内容面から
  - (1) 判断の妥当性
    - ア 事実の認定について（経験則，証拠判断等）
    - イ 法律判断について
    - ウ 複雑困難訴訟について
  
  - (2) 審理の内容について
    - ア 弁論準備において適切な釈明権の行使がされているか。
      - ① 誤解に基づく主張をそのまま放置しているもの
      - ② 曖昧な主張，不足している主張をそのままにしているもの
      - ③ 裁判官が疑問に思っているところを争点化せずに放置しているもの
  
    - イ 証拠調べについて
      - ① 書証
        - 重要書証の作成者や成立の認否がきちんとされているか。

② 人証

- ・ 必要な証人は調べられているか。
- ・ 証人の選択や尋問時間の選択に工夫の余地はないか。
- ・ 補充尋問は適切に行われているか。

ウ 専門訴訟において専門的な知見が適切に活用されているか。

エ 和解について

(3) 判決書について

主張整理や判断が法律的に正確であり、分かりやすい文章で書かれているか。

- ア 「争いのない事実」・・・何を書き、何を書かないか。
- イ 「争点」・・・要件事実の検討がされているか。
- ウ 「争点に対する判断」

4 課題

(1) 判断の質の向上

- ア 部全体として、良質な裁判を効率的に行うことの重要性
- イ 合議・単独事件の振り分けの在り方、部の裁判官の知識、経験の共有化等

(2) 陪席裁判官の養成

部は陪席裁判官のo j tの場である。

以 上

# 平成26年度特別研究会

## (第1回, 民事事件処理の充実)

講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」

### 第1 講演

「民事裁判の課題, 部の機能の活性化及び部総括の役割」

前橋地方裁判所長

(前最高裁判所事務総局民事局長)

永 野 厚 郎

平成26年11月

司法研修所

司法研修所では, 平成26年度特別研究会(第1回, 民事事件処理の充実)を平成26年7月14日及び同月15日に実施した。

本資料は, 平成26年7月14日に行われた前橋地方裁判所長(前最高裁判所事務総局民事局長)永野厚郎氏による講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」における講演部分の内容を取りまとめたものである。

【講師】

1 はじめに

民事局長の永野です。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

冒頭に70分ほどお話をさせていただきますけれども、今日の本番はその後の意見交換だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日のテーマは、私が民事局に着任した平成22年以来、毎年民事局の裁判官協議会でも議論を重ねて、また長官所長会合でも、昨年と今年の2年連続で協議をされているものでございます。意見交換に先立って、これまでの議論を整理するとともに、私方の問題意識をお話させていただきたいと思ひます。

皆さんの本音の意見を伺いたいことから、やや挑発的な物言いになるかもしれませんが、意見交換の活性化の趣旨に免じてお許しいただければと思ひます。

2 民事裁判の課題について

それでは、レジュメに沿ってお話をさせていただきたいと思ひます。

まず、民事裁判の課題についてですが、これまでの長官所長会合や裁判官協議会等において、現在の民事裁判の抱える課題として、①継続的な訴訟の運営改善を行う必要があること及び②複雑困難化する事件に対して判断の質を高めていく必要があることという二つの課題が指摘されてきており、この点については、大きな異論が述べられているわけではありません。皆さんのレポートも、これをどの程度深刻なものと感じておられるかは別として、大多数がこれらの二つの課題を指摘されています。

(1) 継続的な訴訟の運営改善について

これまでの議論について補足させていただくと、継続的な訴訟の運営改善の必要性については、レジュメの2の(1)に記載したとおり、「裁判所側の事情として、民訴法の施行から10年以上が経過し、裁判の担い手が世代交代し、また、過払金の大量処理を経験し、適時・適切な釈明権の行使と心証開示により計画的に間接事実のレベルまで踏み込んだ争点整理を行う基本的な技法が若手裁判官に承継されておらず、また、全体的に緩みが生じてきているのではないか。弁護士側の事情としても、依頼者に対するコントロールの低下による争点の拡散傾向、事案の実態を踏まえない表面的な訴訟活動により必要な間接事実が放っておくと主張されない傾向、基本的知識・経験不足の若手弁護士の増加などの問題が生じてきているのではないか。」と総括されるのではないかとと思ひます。

ところで、法曹人口の増加によって、弁護士の訴訟活動の階層化や弁護士が持ち込んでくる

事案の多様化は、今後、更に進展していくのではないかと予想されます。また、事件数も今は減少してますけれども、この10年間で弁護士の数が増え、増えた弁護士の多くは原告側の代理人として活動することが予想されることから、将来的に事件数も反転増加する可能性をはらんでいると思われまます。

そうしてみると、今後いろいろな弁護士の訴訟活動と事案の組合せのパターン、すなわち、非常に洗練された弁護活動をやる人とそうでもない人、あるいはそうでもない人同士とか、事案についても難しいものから定型的なものまでいろんなパターンが出てくるのが想定されます。しかし、どのような弁護士の訴訟活動と事案の組合せにおいても、やはり裁判官が事件の進行管理に最終的責任を持ち、適時・適切に釈明権を行使し、心証開示を行って、当事者の訴訟活動を活性化させ、主張立証の機会を十分に付与した上で、最後は当事者の主体的判断に委ねるといふ、基本的な構造・枠組みに変わりはない。こういった点をおろそかにして、安易に当事者の訴訟活動の劣化に乗じていたら、裁判所の力量も衰えてしまうのではないかと考えられます。

そういう意味で、従前の審理運営の基本的技法を再確認した上で、弁護士の訴訟活動の変容に対応し得るプラクティスを形成していく必要があるのではないかと考えて、議論が行われてきたところであります。

具体的には、弁護士の訴訟活動が変化する中で、どうやったら実質的な議論の場を確保することができるのか、弁護士と依頼者との関係の変化を考慮に入れて、争点の拡散を避けるにはどのような工夫をしたらいいのか、あるいは最終的に自己責任を問うとしても、どのようなプロセスをたどっておく必要があるのかといった、新たに生じてきている事象に効果的に対応し得る審理運営の方法を編み出すことが問題になってきているものと思われまます。

いずれにしても、現在の問題状況は、やはり個々人の審理運営における工夫のレベルを超えて、まずは、部内で若手裁判官に技法を承継し、審理運営上の工夫を共有するとともに、さらに、庁全体として新しい状況に対応し得る方策を協議、実践、検証して、最終的には弁護士会も巻き込んでプラクティスに高めていくという組織的な対応が必要な段階に来ているように感じているところです。

しかし、こういった議論を始めて丸4年になりますが、例えば今年の民事訴訟法学会で、福岡地裁の林潤判事が報告をされたのですが、福岡地裁で早期事案説明期日と集中的争点整理期日を設けるプラクティスを弁護士会と合意をして、実践し、検証している例のほか、幾つかの庁で、庁内で横断的な運用の検討を継続的に実施している例、あるいは弁護士会との協

議の持ち方やテーマについて工夫されている例が出てきているものの、いまだ一部の庁にとどまっていて、弁護士会との協議を全くやっていない庁が全国の3分の1あります。さらに、弁護士会との協議を実施している庁も、年1回で、テーマ等がマンネリ化しているといった声も聞かれるところです。

そういう意味では、皆さんのレポートにもあるように、皆さんがそれぞれ日々の審理運営に御苦労され、工夫されているのは分かるのですが、個々人のレベルを超えた運用改善の動きというのが生じてこないのは、どの辺りに原因があるのか、課題の深刻さの捉え方の温度差なのか、それともそれ以外に原因があるのかといった辺りについて、皆さんと率直な意見交換をさせていただきたいというのが、意見交換項目の1の(1)、さらに2の趣旨です。

## (2) 複雑困難事件における判断の質の向上について

次に、複雑困難事件のほうに移らせていただきます。複雑困難事件についても、レジュメの2の(2)にあるように、ここ数年来、①専門的な知見を要する訴訟、②波及効に配慮すべき訴訟、③政策形成訴訟に分けて、事件類型ごとの審理運営上の留意点を協議してきました。

### ア 専門的知見を要する訴訟

まず、専門的知見を要する訴訟については、専門家と裁判官の役割分担を意識した訴訟運営の在り方、特に専門委員の効果的な活用策について協議をされてきたところです。専門委員については、当初、活用がなかなか進まなかった理由として、①「説明」の範囲を非常に制限的に解釈して使い勝手が悪い、②利用のイメージが湧かない、③適切な専門家が確保できない、あるいは、④弁護士会の反対があるなどの意見があったところです。

そこで、裁判官協議会などで、①専門委員の「説明」の範囲を柔軟に解釈し得ることや、説明内容の記録化、心証形成への使い方などの理論的な整理を行い、その具体的な活用例を共有してきたところです。また、②専門委員の給源の確保に努めるとともに、③任命上申から2週間以内に任命を行い、次回期日に間に合わせる機動的な任命の方法であるとか、あるいは、④他庁の専門委員を活用したり、その際テレビ会議システムを利用するといった広域活用などの方策も講じてきたところです。さらに、最近では極めて特殊な分野であるために、専門分野に適合した専門家を確保することが困難な事案もあるという意見も踏まえて、当事者の提出した専門的な証拠をどのようにすれば効果的に吟味することができるのか、その方法論の一つとして、その分野を包摂する分野、あるいは隣接する分野の専門委員や専門家を活用することができないのかといった工夫についても協議してきているところです。

このような動きもあって、専門委員の利用件数は、このところ増加してきており、平成2

2年当時は年間400件台ぐらいでありましたけれども、平成25年には年間600件台まで増えてきています。ただ、全国には1,800名を超える専門家を専門委員として確保しているところであり、裁判官により利用のバラツキもあり、裁判所全体として見れば、もっと活用の余地があるのではないかと印象を持っています。

#### イ 波及効に配慮すべき訴訟

次に、波及効に配慮すべき訴訟についてですが、議論を始めた当初は、地方庁を中心に、当庁にはそんな事案は係属していないという意見が結構多かったです。しかし、波及効に配慮すべき訴訟というのは、何も最先端の企業間取引や金融取引といったような紛争に限られるわけではなくて、一つの類型としては、社会に潜在的に生じている紛争の端緒的な事件、これはかつてのゴルフの預託金返還訴訟とか、あるいは過払金返還訴訟の発生当初などは、これに当たると思いますが、そういう類型であるとか、もう一つの類型としては、従来一般的に行われてきた社会経済活動が違法だとされることにより、活動領域に制約が加えられることとなる類型、例えば、不法行為の被侵害利益や注意義務の設定が問題になったり、あるいは幅広く利用されている契約条項の解釈や効力が問題になるような事案がこれに該当しますが、こういった類型のものは波及効の大きな事案であろうと思います。そういった観点で見ると、例えば、高齢者施設の管理責任をめぐる紛争、学校関係の紛争、職場における紛争、消費者紛争、あるいは最近問題になっている社会保障給付をめぐる紛争などの社会の変化を背景とした訴訟、あるいは各地の地域経済に大きな影響を与える訴訟など、地方庁においても波及効に配慮すべき訴訟が係属しているのではないかと思います。

そこで、できるだけ具体的な事例を収集して、これを素材に協議会等で意見交換を行ってきたところでもあります。その中で、このような事案については、多角的観点からの検討を行うため、合議による事件処理が望ましいことや、判断のためにどのような社会的背景事情、これを専門的知見と対比して社会的知見と称していますが、そういった社会的知見が必要となるのか、あるいはこれを訴訟の過程に反映させるために、審理運営上どういう工夫が必要なのかについて議論がされてきたところです。このうち、審理運営上の工夫としては、法的観点やその基礎付けとなる社会的知見を指摘して、当事者の主張立証を活性化させるとともに、こういった情報は行政庁などに多くありますので、調査嘱託をもう少し積極的に活用してはどうか、どうしても判断に必要な社会的知見が十分に獲得できない場合には、判決の射程を限定するなどの理由の記載を工夫することが望ましいのではないかと議論を重ねてきたところでもあります。

そういう意味では、波及効に配慮すべき事案についての認識は、ひと頃よりは広がってきた

など、波及効事案ということが一般的に裁判官の間でも言われるようになってきたなと思って  
いますけれども、そういった事案が単独事件のまま処理されているのが、今なお散見される  
ところでもあります。

昨今の新聞報道を見ていると、こういった事案において、当事者や国民が社会的実態を踏ま  
えた判断を裁判所に期待しており、裁判所がその使命を果たし、国民の信頼を維持していくた  
めには、こういった問題をきちんと受けとめて対応していく必要があるのではないかという思  
いを強くしているところでもあります。

例えば、レンタル携帯電話が振込め詐欺に使われているようですが、今後、携帯電話のレン  
タル事業者が利用者が偽造の身分証明書を用了のを見落とし、本人確認に落ち度があったと  
して、振込め詐欺の共同不法行為責任を問われるような事案も生じてくることと思います。こ  
のような事案において、携帯電話のレンタル事業は、当初から振込め詐欺の人たちのために事  
業が生じたわけではないでしょうから、そもそもどのような需要があつて事業が生じたのか、  
レンタル携帯電話のマーケットにおける利用者や事業者の現状はどうなっているのか、事業者  
に対する規制はどうなっているのか、利用者の本人確認はどのように行われているのか、振込  
め詐欺の件数やその中でレンタル携帯電話が使われている割合はどの程度か、レンタル携帯電  
話が使われた場合に偽造の身分証明書が使われている割合はどの程度かといったことが実態を  
把握する上で必要なように思われます。そして、このような情報は総務省と警察庁でかなりの  
程度把握しているのではないかと思います。こういった携帯電話レンタル事業と振り込め詐欺  
の社会的実態とは切り離された文脈で、例えば、通常の業者が利用者の身分証明書の外観から  
偽造に気づくべきであったかどうかというだけで責任の有無が判断されるとなると、よほどお  
粗末な偽造でもない限り、微妙な事案では、いずれの結果になるにせよ、結果からの後知恵と  
の指摘を受けるか、解明不足との指摘を受けることとなり、当事者あるいは世間に対しても説  
得力が弱いのではないかという気がしているわけでもあります。

すなわち、広く行われている経済活動や日常生活の過程で生じた結果について過失責任が問  
われる事案は、判断内容如何によっては、個人の自由な活動領域に掣肘を加えることとなるた  
め、波及効の大きな事案ですが、このような事案においては、過失の内容として、事故前の時  
点での展望的な判断として、世間一般の水準に照らして、当該当事者に事故防止のためにどの  
程度のことを期待するのが適切かという判断が求められているのではないかと思います。そう  
すると、当該活動もその一部をなしている、より広い社会的文脈の中で判断されることが必要  
であり、こういった文脈から切り離された当該事故のエピソードの中だけで、結果から回顧的

に見て、こうすれば事故を防ぐことができたのではないかということでは、よほど落ち度が明白な事案はともかくとして、後知恵あるいは裁判官の独断との批判を招き、当事者や世間に対する納得性が薄いのではないかと感じているところです。この点、アメリカにおいては、当事者が社会調査や各種統計などの実証的データを主張立証に活用する動きがあるようであり、我が国においても参考になるのではないかと思います（例えば、John MONAHAN & LAURENS WALKER, A Judges' Guide to Using Social Science, 43 Courts Review 156 (2007), John MONAHAN & LAURENS WALKER, SOCIAL SCIENCE IN LAW (7th ed 2010)）。

### ウ 政策形成訴訟

最後の類型として政策形成訴訟、これは原告が個別的な救済だけではなくて、訴訟を梃子として将来にわたる政策実現を図ることを目的として、主として国を被告に提起される訴訟であります。政策形成訴訟は、これまで述べてきた専門的知見を要する訴訟としての要素と波及効に配慮すべき訴訟としての要素を有するほか、集団訴訟の形態をとることが多く、その面での難しさも加わります。

さらに、原告側が訴訟過程を政策実現のための運動に役立てることも考え、進行等について様々な要望をしていくことから、内容面のみならず、審理運営上も、特に困難の大きい訴訟ではないかと思えます。現在、種々の政策形成訴訟が提起されていますが、一つの特徴としては、同種の訴訟が多く地裁に係属するという多地裁係属化と、それからインターネットを通じて何千人にも及ぶ多数の原告を募集することによって、大規模化という、2つの傾向が顕著になってきていると思えます。

いずれにせよ、この政策形成訴訟は、原告側及び被告側の双方とも各種の政策形成訴訟への関わりを通じてノウハウを蓄積し、訴訟戦略が洗練化してきています。さらに、多地裁係属型においては、原告側は各地の弁護士がネットワークを形成して連携し、被告は多くの場合国であり、同一であることから、当事者はいずれも全国の訴訟の進捗状況を把握しているのに対して、裁判所のみが全体状況が分からない中で、訴訟進行を余儀なくされているというのが現状だと思います。司法行政面でも、このような問題についてどういった形で支援することができるのかということは検討を重ねているところでもありますけれども、現場の裁判官の方から、もっとこんな情報がないと審理運営に困るといった声が上がってきてもいいのではないかと思っているところでもあります。

この複雑困難訴訟の関係では、レジュメの2の(2)のところで記載しておりますけれども、判断の質の問題は直接把握することができないけれども、波及効のある事案が、単独のまま処

理をされていたり、あるいは判断に必要な専門的知見や社会的知見を訴訟過程に反映させようという試みが、必ずしも活発ではないように見えるわけであります。

この波及効も含めたこの複雑困難訴訟の問題に関する課題についても、これはどの程度深刻なものとして皆さん受けとめておられるのかという点について意見交換項目の1の(2)、さらには2のところでお意見を伺いたいと考えています。

### 3 裁判官の自己改革を阻んでいるもの

#### (1) 心理的要因

次に、レジュメ3のところに移りますが、現行民訴法が施行されて10数年が経過し、この間の社会経済情勢の変化などを踏まえると、相応の運用も重ねられてきているわけですから、次の手続法の改正に結びつけるだけの蓄積があってもおかしくないような気がするわけです。現行民訴法を運用してみて、使い勝手が悪いところや問題があり、運用で補いきれない点があれば、次の改正に結びつけていくという動きがあってもおかしくないと思うのですが、残念ながら民事訴訟の分野では、今のところそういった運用面での蓄積や機運はありません。

争点整理手続などについては特にそう思いますが、例えば、波及効に配慮すべき訴訟についても、判断の基礎となる社会的知見を訴訟過程に反映させるための工夫をいろいろ試みて、そしてうまくいかないというようなところがあれば、それを克服する法改正への蓄積が出てきてもおかしくないような気がするわけです。

例えば、社会的知見の収集のための調査嘱託の積極的活用の実績があれば、これをもとに、調査嘱託でカバーできない部分があるので、現行の調査嘱託をもう少し強力なものに変えるべきではないかという議論であるとか、あるいは当事者に社会的知見について一般募集させて、その結果を当事者が取捨選択して書証として提出するなどの日本版のアミカス・キュリエのような議論が出てきてもいいと思うのですが、残念ながら審理の運営改善の部分も含めて、今そういう蓄積はないのではないかと感じるわけであります。

確かに、これまで述べてきた民事裁判の課題は、現在の刑事や家事のように制度改革に伴うものではなくて、また事件が急増するといったような際立った変化によるものでもなくて、徐々に水増しが増すように進行してきているのではないかと感じます。

こういった変化が既に危険水域に達しつつあると見るのかどうか、これは別として、危険水域に達してからでは、これが若手への承継不全という形で自己増殖する性質のものであるだけに、一旦この危険水域に達してしまえば、その対応は極めて困難になることは確かではなからうかと考えているわけであります。

そういう意味で、現時点で手を打つべき課題であり、裁判所全体として課題への対応に動き出せるかどうかは、ひとえに個々の裁判官、すなわち、我々が自己改革できるかどうかにかかっている問題ではないかと思われます。このように考えてみた場合に、我々裁判官の自己改革を阻んでいる心的な要因、いわば「心の壁」があるとすれば、それが何であるのかということも明確に自覚することがなければ、自己改革は到底できないのではないかと思われるわけです。そこで、レジユメの3の(1)のところに、皆さんのレポートの中でも触れられていることや、これまでも指摘されてきたことなどを含めて、仮に自己改革を拒む心的な要因があるとすれば、それはどういったものなのかということも、意見交換の前提として少しデフォルメした形でありますけれども、仮説的に提示してみたいと思います。

## (2) 事件処理の量(件数)への関心の傾斜とこれと結びついた係単位の仕事の発想の固定化

まず1つは、事件処理の量への関心の傾斜と、これと結びついた係単位での仕事の発想の固定化という問題意識です。これは裁判官の間に、質よりも量に関心が向かいがちであって、これと結びついて単独が事件処理の基本であるという係単位の仕事の発想が固定化してきているのではないかという仮説です。

現在の課題は、審理や判断の質を向上させるという、質のほうにももう少し力を注ごうというものであります。しかしながら、審理や判断の質というのは、他からは見えにくいものであります。これに対して、量、すなわち件数は明らかであります。民事部は、今は事件数が落ち着いていますが、これまで長期間、事件数の増加が続いてきたことから、絶えず未済事件の件数も増加させないように意識しながら事件処理を行ってきたと思います。そういった中で、件数主義とまでは言いませんけれども、裁判官の間で量に対して関心が傾斜し、そのことが質の向上に対する関心をそいでしまうという風潮が生じていないかということを考えてみる必要があると思うわけです。

これを事件処理の観点から見ますと、合議より単独のほうが効率的でありますから、単独で事件を滞らせることないように、できるだけ多くの事件処理をすることが民事裁判官の力量であるといった意識が生じてきたのではないのでしょうか。他方で、合議事件は単独事件を処理して余力があれば合議に参加するといった程度の位置付けで、係単位の事件処理が基本とされてきたのではないかなどの印象を持っているわけです。

## (3) 係単位の仕事の発想と結び付いた裁判官の独立への過度の配慮や行き過ぎたマイコート主義

2番目の仮説として、係単位の仕事の発想と結び付いた裁判官の独立への過度の配慮や行き

過ぎたマイコート主義という点です。審理や判断の質の向上を目指すならば、やはり他人と議論をして自己の問題点に気づき、また、他人の長所を取り入れるということが重要だと思います。しかしながら、先ほど申しましたような係単位の仕事の発想と、裁判官の独立に対する過度の配慮が結び付いてくると、他人の事件処理にアドバイスすることを極度に遠慮したり、他人から事件処理に口出しされるのを嫌ったり、あるいは他人に相談するのを心潔しとしないといったような風潮が出てきてはいないかという問題提起であります。

#### (4) 判断は当事者限り、事件限りであるという発想

それから3番目は、判断は当事者限り、事件限りであるという発想に縛られてはいないかという点であります。

波及効のある事案においては、その判断が当事者のみならず世間に対しても説得力のあるものが示されているかどうか司法の信頼にも係る問題でありますので、3人の裁判官で知恵と力を合わせて真剣に悩むべきではないか思います。

ところで、多くの裁判官の間では、伝統的にこのレジュメの3の(1)の③に記載しているように、「民事訴訟は個別紛争解決手続であり、判決の効力も当該事件、当事者に限られる。判決に波及効果があるとしても、それは判決に内在する制度的効力ではなく、第三者がそれに基づいて行動することによってもたらされる事実的効力に過ぎないから、裁判官は波及効の存在や程度などを過度に考慮する必要はなく、このような事情を重視して審理判断することは本来の司法制度の役割をはみ出すことになる。」といった考え方が、程度の差こそあれ共有されてきたのではないのでしょうか。これは我々の大先輩でもある奈良次郎裁判官が、「判決効をめぐる最近の理論と実務」(「新実務民事訴訟法講座」2巻291頁-334頁)の中で、こういった趣旨のことをお書きになっておられます。

このような考え方は、社会的な耳目を集める訴訟などにおいて、いたずらに世論に流されることなく、法と証拠に基づく権利義務の存否及び範囲の確定という司法の本来的役割をおろそかにせず、事案に集中して審理や判断をすべきであるとの裁判官の職業倫理を支えるものとして、依然として重要性は失われなないと思います。しかし、今、問題提起されている波及効の問題は、判決にそれを事実上のものと見るか否かは別として、法創造機能であるとか基準定立機能が存在するということを前提として、個別紛争解決に必要な範囲における判断の論証が世間に対しても通用力を持ち得るということが、当該個別紛争解決の判断の正当性にも関わるという場面で、波及効も視野に入れて審理・判断する必要があるという問題提起であります。その意味では、民事裁判の本来的機能の中に必然的に付随して、これと両立し得る範囲での波及効

への配慮といったことを申し上げているのです。

波及効に配慮する余り、ポピュリズムに流れてしまっはならないというのは、そのとおりでありますけれども、重ねて申しますと、ここで問題視されているのは、個別紛争解決のための論理の社会的通用性という意味での説得性の問題であって、この点を区別せずに、所詮は当事者の個別紛争を解決するにすぎないのであるから、結論が間違っていなければそれでよいといった形に流れてしまっははいないかという問題提起であります。

更に申しますと、我々は、波及効といっても、結局は把握不能であるという不可知性に安住してはいないかという点であります。

司法分野でも、アメリカなどでは、実証研究が非常に盛んであります。一例を挙げると、タラソフ対カリフォルニア州立大学評議委員会 (Tarasoff v. Regents of University of California) という事件について、カリフォルニア州最高裁判所が1976年に出した判決についての実証的調査が有名です。この判決は、精神科医が自己の患者が第三者に対して危害を及ぼす深刻なおそれがあると判断した場合には、潜在的な被害者を危害から保護するために、合理的な注意を講ずる義務があると判断した判決であります。タラソフというのは、殺された被害者の女性の名前で、カリフォルニア州立大学附属病院の精神科にかかっていた患者が、診察の際に精神科医にタラソフの殺害の意図を漏らしたという事案です。

この判決については、カリフォルニア州内にしか法的妥当性はないわけですがけれども、この判決が州外も含めて全国の精神科医の患者に対する質問の仕方であるとか、カルテのつけ方であるとか、あるいは措置入院というんですか、強制入院の頻度とかあるいは患者の診察における行動などにどういう影響を与えたかということについて、今日に至るまで定期的な実証的調査研究が行われています。もう30年以上たっているんですけども、今日までそういった調査研究が行われています。

しかし、我が国ではそういった事情もありませんので、判断の波及効について判決に対するマスコミ等の反響の大きさによって実感することがあるにせよ、これとて一過性のものであって、結局、判決が社会にどんな影響を及ぼしたかということは、知る術はないわけであります。特に、民・民の訴訟においては、個別の判断の及ぼす影響は捉えにくいものがあります。我々の意識としても自らの手を離れた以上は、上級審の判断に委ねるしかない。あるいは、マスコミ等の批判に対しても、事件の内容を詳細に検討していない表面的なものに過ぎないという一種の開き直りともいうべき感覚はないでしょうか。確かにマスコミ等の批判もいろいろであり、決断するためにはある種の割り切りも大事なことはあるのですが、それが逆に批判に耳を閉

ざす口実となっていないでしょうか。

これに関連してもう一つ、ドイツ人の心理学者のこのデアトリッヒ・デルナーという人が、「失敗の論理」という本 (Dietrich Dörner, The Logic of Failure(1996)) を書いているのですが、この中で、数々のコンピュータシミュレーション実験を行うことにより、人間が複雑なシステムに介入して問題解決を行おうとすることにより、かえって別の大きな問題を引き起こす結果となりがちなことを実証的に分析しています。例えば、開発途上国に対する開発援助プログラムの実験においては、実験の参加者は、数々の問題（例えば、幼児の高死亡率、不十分な医療による短い平均寿命、水不足、野ネズミの被害による穀物の低生産、ツェツェバエによる家畜被害など）を抱える地域の住民の生活向上のための援助を実施することを求められたところ、専門家を含む多くの参加者が当該地域にかえって大災害を招く結果となったといえます。すなわち、幼児に対する予防注射の実施や公衆衛生の向上により人口が急増し、食糧不足を生じ、ツェツェバエの駆除による家畜の増加が牧草地を荒廃させ、深い井戸を多数掘削したことから地下水が枯渇し、野ネズミの駆除により昆虫が大量発生し、かえって穀物被害が拡大するなどの結果を生じさせるなどの事態を招き、人口を安定させながら地域の生活水準の向上に成功した者はわずかであったとしています。そして、その理由として、実験の参加者が特定の問題を切り離して固定化してしまい、特定の介入が複雑な社会全体に与える副作用と長期的な反響を考慮に入れない傾向があるということ进行分析しています。

考えてみますと、波及効のある判決というのも複雑な社会システムに一回限りの介入を行うものであります。我々は、決して委縮はしてはなりません、やはりこのことについてもっと畏れを持つべきではないかと思われまます。先ほど述べたこととの関係では、社会の実態から切り離された事件当事者限りの個別のエピソードと捉えることによって、判断は容易にはなるけれども、その反面、大きなリスクを冒すこととなることを心すべきではないかと思います。

#### (5) 自己変革が生じにくい環境について

##### ア 自己変革への圧力が乏しい環境

もし仮にこういった点が問題になるとした場合に、翻って我々の働く職場の環境を考えてみると、やはりこういった自己変革への圧力に晒されにくい環境で仕事をしているなど思うわけでありまます。人間は、そもそも強い現状維持バイアス（現状を参照点として、ここから乖離することに抵抗を示す傾向）を持っているということが、行動経済学などでも言われているところでありまます。加えて、法律家の技能は、いわば耐久財ではないでしょうか。技能獲得までの投資は大きいですが、一旦技能を獲得すると、法改正などの制度改革がない限り、リノ

ベーションを図らなくとも、それなりに仕事を続けることが可能ではないかと思えます。

こういった一旦獲得された技能への執着性は、例えば、医者がインターン時代に使いなれた薬品をずっと使い続けるといったように、他のプロフェッションにおいても見られるところですが、裁判官は医師と異なり、自分の仕事について直接批判に晒されることが少なく、こういった批判から保護されていることから、よほど自覚しないと自己変革を図ることが難しい環境で我々は仕事をしているのではないのでしょうか。

#### イ 自己を相対化し客観視する機会の乏しさ

これと関連して、裁判官は他のプロフェッションと比較して、同僚からの批判に晒される機会が少ないのではないのでしょうか。例えば、医師などでは、私も一度見学したことがあるんですけども、症例報告会において、自分の診た患者の経過については全部洗いざらい出した後で、同僚医師から容赦のない批判に晒されています。裁判官はそういった形で同僚からの批判に晒される機会はほとんどありません。刑事部において、裁判員制度の施行準備段階で、模擬評議を行って、全員で批判的討論を行ったというのは、珍しい例ではないのでしょうか。

同僚の建設的な批判を率直に受けとめるというようなカルチャーが、やはり少し不足をしている点はないかなという点であります。民事部は先ほども申し上げましたように、係単位の仕事が基本となっているとすると、なかなか他人の事件処理を見る機会すら乏しくなっているわけです。裁判官との意見交換などで、自分の事件処理は標準的だと胸を張って言われる方も少なくありませんが、どうして自分が標準的であるということが言えるのかということ自体がよく分からないなというふうに思うところがあります。

ややデフォルメして問題提起をさせていただきましたので、異論もあると思えます。自分自身はそんなことはないと言われる方もおられると思えます。ただ、自分自身がそうであるかどうかという問題ではなくて、他の人も含めて裁判官の間に指摘されるような傾向が潜んでいないか、そのことが自己改革を阻む要因になっていないかということ、この際やはり明示的に議論のそ上に乗せる必要があるのではないかということで、あえて申し上げさせていただきました。

こういった趣旨で意見交換項目の2において意見交換をさせていただきたいと考えています。

#### 4 「部の機能の活性化」と裁判官の意識改革について

それから、レジュメ4「部の機能の活性化」と裁判官の意識改革ということでもありますけれども、「部の機能の活性化」という考え方は、経験や年代の異なる裁判官が、「部」という場でせっかく一緒に仕事をし、事件処理をしているということの意味をもう一度見つめ直して、

「部」が本来有している機能を活性化させることによって、裁判官が自己改革を阻んでいる要因を自ら認識し、これを望ましいレベルに再調整する契機となるのではないかと。そして、このような活動を通じて民事裁判の二つの課題に対する取組を進展させることができるのではないかと考えるものであります。「部」には、本来、①「部」に入ってきた事件の質と量に配慮した事件処理を確保すること、②部全体として事務処理の改善を行い、これを共有化すること、③陪席裁判官の指導育成を行うこと、④弁護士会などへの対外的な対応方針を検討することなどの多面的な機能があると思います。

そこで、部全体としての事件処理という観点に立って、これらの相互の関係に配慮しながら、合議の活用と充実を図り、単独事件についても部内での裁判官の意見交換を行うことにより審理運営と判断の質の向上に結び付け事務改善を共有して、陪席への承継を図る。これらを通じて、裁判官の自己変革とともに民事裁判の二つの課題に対する「部」としての取組に結び付けていくことができるのではないかと考えています。

そしてこれを「部」としての取組にとどめるだけでなく、庁全体としての問題状況と工夫を共有して、これを実践して、さらに効果を検証する。改善を更に図っていくということによって、継続的な運用改善の態勢にまで高めていくことを最終目標点にしようとするものと考えてます。

このようなことで、昨年来裁判官協議会等で議論をしていただいているところではありますが、「部の機能の活性化」という考え方について、皆さんあるいは陪席の方々の受け止め方はどうなのでしょう。一部には、部内のコミュニケーションを良くするという程度の軽い理解にとどまっているという意見もあるわけですが、この問題は表面的には異論のないように見えても、実際これを進めていくとなると、これまでの仕事のやり方や発想を大きく変える面がありますので、こういった点について、果たして本質的な部分についてまで理解をいただいているのでしょうかといったことについて意見交換をさせていただきたいというのが、意見交換項目の3の趣旨です。

## 5 合議の活用について

そこで、合議の活用についてですが、まず「部の機能の活性化」の出発点としては、部内の事件の係属状況の共有化、それとともに合議と単独の適切な振り分けが行われるということがまず出発点になると思われます。

こういった面では、レジュメの資料1を御覧いただきますと、確かにこういった議論を始めてから合議の事件の件数が増加をしてきています。また、協議会等でも合・単の振り分け基準

を見直したとか、あるいは単独事件から合議事件の吸い上げなどをシステム化したといった取組が報告されているところであります。

ただ、こういった取組もまだ全国的、全体的な動きとはなっていません。今回、合議の活用の問題については、皆さんから多くの御意見をいただいているところですので、工夫やあい路、その克服策などについて意見交換をしていただきたいというのが、意見交換項目の4の趣旨です。

## 6 合議の充実について

次に、合議の充実であります。仮に、合・単の適切な振り分けが行われていても、合議が充実していなければ意味がないだろうと思います。その意味では、その合議の充実は、「部の機能の活性化」の中核をなしているものと思います。しかしながら、現実にはこのレジュメの資料2を御覧いただくとお分かりのように、左陪席主任事件における右陪席の合議への関与は相当なバラツキがあります。3人の裁判官による充実した合議が行われていると必ずしもいえない状況ではないかと思っています。

この点については、レジュメの6のところに幾つかの考慮すべき要因を挙げさせていただきました。まず第1に、どのような事件でどのような手続段階で右陪席がどのように関与すべきかということについて、必ずしも共通認識がないのだと思います。単独事件の余裕があれば関与すればよいという程度の認識のものもあって、最低限この程度は関与すべきだということについて、コンセンサスがないように思われます。部総括の方々も右陪席と面と向かって関与の程度について協議することを遠慮されている面もあるのではないかと思っています。

2番目に、そもそも部総括御自身が合議の必要性をどの程度真剣に考えておられるのかなという疑問も、失礼ですがあると思います。この点、2人での合議でも結論は誤らない、3人で合議しても結論は変わらないと思っておられる方もおられるのではないかと思います。しかし、問題は結論を間違えなければよいというだけでなく、判断の質を高めるため、多角的な観点から検討を加えて、説得力のある理由を展開することに心を砕くならば、私自身の経験でもおのずと右陪席の意見を聞きたいという気持ちになるのではないかと思うわけであります。

3番目に、比較的関与している右陪席も判決段階での関与が中心となって、争点整理段階からの実質的な関与をしている例はそれほど多くありません。このため、合議が右陪席に争点整理の技法を承継し、共通の題材で審理運営上の工夫を共有し合うという機会となっていないのではないのでしょうか。また、右陪席にとっても、合議への関与を前倒しすることによって、判決段階から関与するよりも、全体の合議の関与を合理化できるだろうと思うのですが、そうい

った機会を失っているのではないかとも思うわけであります。

もつとも、争点整理段階から山場となる手続段階ごとに右陪席がメリハリのある関与を行うためには、合議事件において計画的な争点整理が行われているということが前提になります。そのような進捗がとられていないと、おのずと右陪席としても関与のタイミングが得られないまま終わってしまうことになるのではないかと。この辺り、合議事件の審理の在り方の問題とも結びついているのではないかとと思われるわけです。

それから最後に、右陪席が関与することに魅力を感じるような合議、あるいは議論の仕方といったものが行われているのかどうか。このことも右陪席の合議への実質的な関与を高める重要な要因ではないかとも思うわけであります。こういう合議における議論の運び方といったことについて、我々は意識的に考えてみたということがこれまで余りなかったし、そういうことが組織の中で共有されてくるということもなかったなとも思うわけであります。

以上のような合議の状況からすると、今後、裁判所全体で、庁の規模、事件の種類、手続段階に応じたメリハリのある右陪席の関与の在り方、そのような関与が行われるために、部総括としてはどういったことを考慮すべきなのかといったことについて、具体的なイメージを形成し、共有していくことが必要ではないかと考えているわけであります。意見交換項目5のところは、こういった観点から、まず皆さんの問題意識や実情あるいは工夫などについて御意見を伺いたいと考えています。

## 7 単独事件についての部内の協議について

それから単独事件についての部内の協議であります。これは合議の活用・充実を図るとしても、皆さんのレポートの中にもありましたように、合議の容量にはおのずと限界があります。そういう意味では、単独事件についての部内の意見交換というのは、部の機能の活性化において、合議と並ぶ重要な一翼を担っていると思います。

しかし、単独事件の部内での協議について、民事裁判の二つの課題との関係での効果的な実施の方法は、いまだ各庁で模索段階にあるのではないかと考えています。そういう意味では、今後有効な方法論を共有していく必要がある。そういう意味で、意見交換項目6は、実情や工夫などについて意見交換をさせていただきたいと考えています。

## 8 庁としての継続的な運用改善の取組について

庁としての継続的な運用改善の取組についてであります。既に申しましたように、「部の機能の活性化」の最終目的は、部における取組が庁レベルの取組になることです。そして、工夫の共有、実践、検証、改善の継続的なメカニズムとして定着することです。さらに、弁護士会

等も巻き込んだプラクティスに高めていくことだろうと思います。

1 か部しかないところでの庁としての取組と「部」としての取組は、区別がしにくいものがあると思いますが、「部」の中で個々の事件処理における工夫とか、そういった個別的な技法を承継するのは、まだ「部」の中の取組だと思いますけれども、それをもう少しプラクティスとして対外的にも物を言うような、そういうところまで高めていくのが、庁レベルの取組ということに整理されるのではないかと考えています。従って、複数部のある庁では、庁レベルの取組の前提として、各部における取組をどうやって共有するかということが方法論として問題になると思います。

ここは最終目標のところでありますので、こういった観点でどういうふうに行っていけば、この庁としての取組に結びつけていけるのか、この辺りについて皆さんの率直な御意見を伺いたいというのが意見交換項目の7であります。

## 9 民事事件処理の全体戦略について

### (1) 全体像

以上が、「部の機能の活性化」にかかわる問題意識であります。それと関連して、民事事件処理の全体的な戦略についてどう考えているのかということについてお話をさせていただきたいと思います。レジュメの項目の9のところです。

資料の3の図を御覧いただけますでしょうか。

先ほど申し上げましたように、法曹人口が増加することによって、将来事件が反転増加する可能性も視野に入れると、限られた司法資源を適正に配分するという観点からは、裁判所に提起される事件がふさわしい手続で解決されるように、地裁と簡裁の連携と役割分担の体制を整えておくことが必要ではないかと考えています。

### (2) 簡裁の民事訴訟事件の現状と課題

こういった観点で、まず簡裁の民事事件処理の状況を見ますと、こちらも法曹人口の増加等の環境変化で、事件処理の影響が出てきておりますので、まずこの簡裁の民事訴訟事件と調停事件の課題について簡単にお話しさせていただきたいと思います。

簡裁の交通損害賠償訴訟の現状は資料4の図の5のとおりです。赤い線が交通損害賠償の弁護士費用保険特約の加入件数です。平成24年に約2,000万件となっており、農協が参加することによって平成25年には更に増加するものと予想されます。

上の青が交通損害賠償事件の伸びであります。簡裁においては、弁護士費用保険の普及によって、交通損害賠償事件がこの10年間で約5倍に急増しています。しかも、弁護士代理率が

93%となっています。そういう状況で、今、簡裁判事は、弁護士の過度に細かな主張立証に引きずられて審理が長期化し、判決も長大化するといった問題が生じています。

そこで、これらの事件について訴額に応じた簡裁らしい簡素な審理を実現するために、道路状況とか損傷状況という客観的な事実を梃子にして、計画的に争点整理をして、主張の拡散を防ぐとともに、司法委員を活用して暫定的心証に基づく和解を促進し、和解ができないときは簡略判決を活用するということで、審理運営のポイントや簡略判決のモデルなどを提供して、運用改善を進めているところであります。

これを庁としての実践に結び付けて行くことが課題となりますが、そのためには庁としての運用指針を策定し、地裁からのバックアップのもとに弁護士会にも働きかけをしていくことが必要になると思われまます。

### (3) 簡裁の民事調停事件の現状と課題

それから、民事調停事件については、これは皆さん、御承知のように特定調停事件が減少してきて、事件数は近時大幅に減少しています。ただ、調停事件は、後でも申しますように、結構、地裁の管轄と競合するような事案についても申立てがなされております。調停事件自体が国民の権利意識の高まりによって紛争性が高くなってきており、このことへの対応が必要であるとともに、調停事件を将来における民事事件増加にも対応し得る紛争解決の受け皿としていくためにも、調停の足腰を強くしておくことが必要であるということで、調停の紛争解決機能の強化に向けての運用改善の議論をこの4年間続けてきているところであります。すなわち、事案に応じて、評議を充実し、調停委員会が的確に事実を把握し、これに基づく合理的な調停案を策定し、これを腹案に持って調整活動を行い、合意が得られなかった場合にも、それまでの調整活動を生かして17条決定の活用を検討するという運用について議論を重ねてきました。

昨年の暮れに司法研究報告書がまとまりまして、中小規模庁でも実践可能な具体的運用モデルとして提示させていただきました。これを庁としての運用に定着させていくことが課題となってきています。

### (4) 地裁と簡裁の連携と役割分担

ところで、地裁と簡裁の事件処理は、現状でも相互に影響を及ぼし合っています。まず、資料4の図1は簡裁の控訴事件ですけれども、ずっと増加してきています。過払いがおさまって少し減少してはいますけれども、ひとところと比べると大幅に控訴事件が増えてきています。しかも、図2のとおり、平成25年には地裁の合議事件のうちの半分を簡裁の控訴事件が占めるという状況になっています。

それから、簡裁事件が複雑化しており、裁量移送が増加してきていますが、この裁量移送の基準や時期は、庁によってかなりのバラツキが出ています。それから、地裁と簡裁に競合する事件類型中、簡裁で処理されているものが相当の割合を占めています。例えば、過払金返還請求事件などは、全体の約7割を簡裁で処理してきているという現状にあります。また、労働事件は全体の約4分の1を簡裁で処理しているという状況(図4)にありますし、140万円を超える請求額の調停事件が、全調停事件のうちの約30%を占めているという状況(図3)にあります。

このように、地裁と簡裁の事件処理は、相互に影響を及ぼし合っている関係にありますので、地裁と簡裁のそれぞれの課題に対応していく上においても、また、将来における事件増に備える上においても、地裁・簡裁全体としての紛争解決機能を高めるという視点が必要で、地裁と簡裁の連携と役割分担を図っていくことが重要であると思います。

このような観点から、①地裁と簡裁の適切な手続選択を確保するための窓口対応や外部機関への働きかけ、②適切な裁量移送を確保するための環境整備、③簡裁の事件処理に対する地裁からの支援として、地・簡裁の協議会や意見交換会、相談担当裁判官を地裁に置くなどの取組を進めているところです。

これは、事件処理の全体最適化を図るという意味においては、部の機能の活性化の庁全体としての拡大版ということになるかと思いますが。皆さんも、特に中小規模庁においては、簡裁の問題についても部総括がかかわられる場面が多いと思いますが、こういった全体状況も念頭に置いていただいて、積極的にかかわっていただきたいと思っています。

## 10 民事裁判の課題、部の機能の活性化と部総括の役割

最後に、民事裁判の課題と、その機能の活性化と部総括の役割について、私が考えていることを述べさせていただきたいと思います。私は、対象に対するアプローチとして、第一次的な視点と、より高次という意味で、第二次的な視点というのがあるのではないかと考えています。一つ一つの事件処理を適正、迅速に処理するということは、これは対象との関係では第一次的な視点でありますけれども、自分が担当している事件全体の管理であるとか、あるいは自らが事件処理に用いるルールや運用といったものは、これは二次的な視点ではないかと思っています。

この第一次、第二次というのは、相対的に見ることになりますので、個々人の事件処理を第一次的な視点とするならば、部全体としての事件処理は第二次的な視点になるのではないかと思います。

これまで裁判官は、どちらかというと第一次的な視点に集中してきたのではないかと思います。

それはいわば職人気質とも言うべき望ましい職業倫理の一面を持っていると思います。しかし、環境変化が大きな状況においては、個々の事件処理の中に没頭するだけでなく、第二次的な視点にも目を向けて、自らの事件処理が行われている環境をより高次の観点から見て、これに適合するようにルール等を改善していくという姿勢が必要になってくるのではないかと思うわけであります。

それは、自らの仕事の要求水準を自分で定めることができる反面で、職能団体としての水準の維持向上に対して各人が国民に対して責務を負っているというプロフェッションの使命そのものからも来ているのではないかと思うわけであります。

その意味では、部の機能の活性化というのは、部総括裁判官のみならず、右陪席裁判官も含めて等しく取り組むべき課題でありますけれども、特に部のマネジメントの責務を負っておられる、その意味では、第一次的視点としても取り組むべき部総括におかれて、陪席裁判官にそういう第二次的な視点に目を開かせることが求められているのではないかと思います。さらに、部総括にとっては、部のマネジメントは、第一次的視点でもあるわけですから、その第二次的視点である、より高位の地裁全体として、あるいは簡裁を含めた庁全体としての運用改善といったものについても、目を向けていただくことが、これから求められていくのではないかと考えているところであります。

駆け足で大変多くのことをお話させていただいて、しかも意見交換の前提ということで、やや言い過ぎ、何か挑発的なものになってしまった点多々あると思いますけれども、その点はぜひ意見交換で反論していただきたいと思っています。